

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		低炭素建築物の改善命令
根拠条例・規則等名		都市の低炭素化の促進に関する法律
条 項		第 5 7 条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話 : 048 - 829-1518)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・ 処分基準は、法第 5 7 条の定めによる。
	設定等年月日	平成 24 年 12 月 4 日設定 平成 24 年 12 月 4 日最終改正
備 考		